



令和2年(2020年)
5月20日発行

広報

たちか



[主な内容] ▶2・3面 各種支援制度を紹介します ▶4面 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で融資等を受ける場合に必要な住民票の写し等の証明書を、窓口・郵送で交付するものに限り、申し出により無料で交付しています。市民課窓口係・内線1374

特別定額給付金 10万円給付

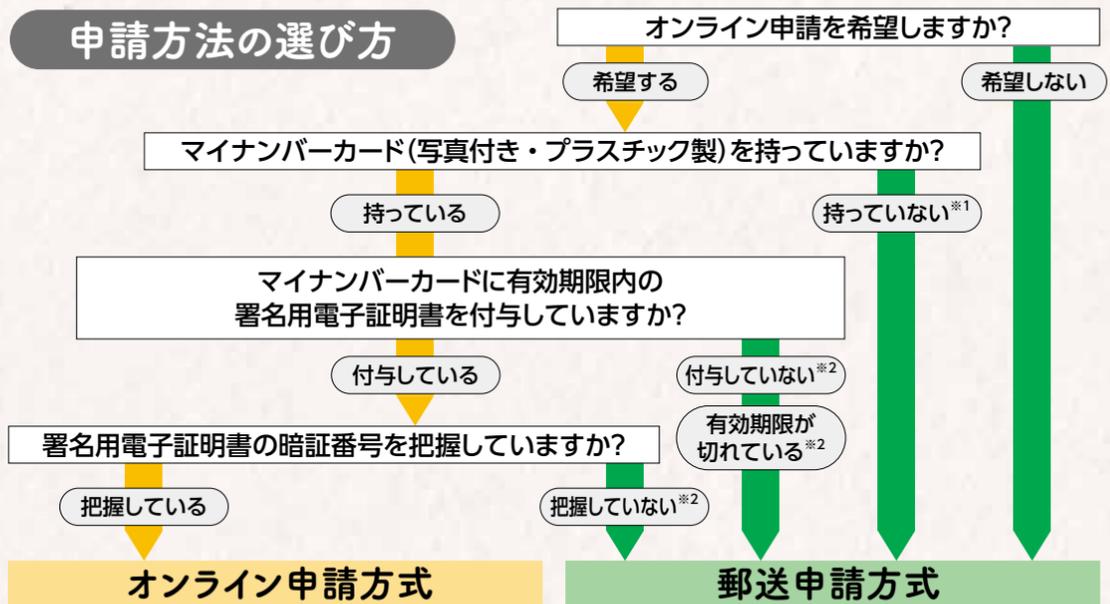
4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、家計への支援を目的とした特別定額給付金が給付されることとなりました。感染拡大防止の観点から、申請は、オンライン申請方式、郵送申請方式のいずれかで受け付けし、金融機関口座への振り込みにより給付します。

- 給付対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方
- 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 注意事項
 - ・申請に不備などがあると給付が遅れることがあります。
 - ・世帯主義の口座以外には振り込みできません。
 - ・オンライン申請方式で申請した方にも申請書が送付されることがありますが、申請・給付は1回限りです。

オンライン申請方式 申請を受け付けています

郵送申請方式 5月28日(木)に申請書を発送

申請方法の選び方



*1 マイナンバーカードの作成には申請からできあがりまで1か月程度かかるため、郵送による申請をおすすめします。
*2 マイナンバーカードに関するお手続きは、市民課(市役所1階14番窓口)または窓口サービスセンター(立川タクロス1階)で受け付けていますが、感染拡大防止の観点から、郵送申請方式による申請をお願いします。

オンライン申請方式

- 申請開始 5月12日から受け付けを開始しています
- 給付時期 5月下旬から順次給付予定
- 必要なもの ▶世帯主のマイナンバーカード(署名用電子証明書が有効期限内のもの) ▶マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(またはパソコンとマイナンバーカード読み取りに対応したICカードリーダー) ▶「マイナポータルAP」のインストール ▶マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号(英数字6~16桁) ▶振込先口座の確認書類(スマートフォン等で撮影した画像など)
- 申請方法 マイナポータルの「ぴったりサービス」にアクセスし、画面の指示に従って申請してください。くわしくは総務省のホームページをご覧ください(右2次元コードからアクセス可)。



郵送申請方式

- 申請開始 5月28日(木)に申請書を発送
- 給付時期 6月上旬から順次給付予定
- 必要なもの ▶本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しなど) ▶振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード等の写しなど)
- 申請方法 市から世帯主宛てに郵送された申請書に、世帯主名義の振込先口座情報を記入し、本人確認書類と振込先口座の確認書類を貼り付けて、市に返送してください(切手不要)。

配偶者等からの暴力により避難されている方へ

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない場合は、所定の手続きをしていただくことで、世帯主でなくても、同伴者の分も含めて給付金を受け取ることができる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

☎立川市特別定額給付金コールセンター ☎(595) 6155

特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

特別定額給付金に関して、市や国の省庁などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、銀行口座の暗証番号を問い合わせたり、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、一人で悩まずに、ご相談ください。

- 給付金関連消費者ホットライン ☎0120(213)188
- 立川警察署 ☎(527)0110
- 市消費生活センター ☎(528)6810

お問い合わせ

特別定額給付金に関すること

- ☎特別定額給付金コールセンター ☎0120(260)020〔土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時~午後6時30分〕
- ☎立川市特別定額給付金コールセンター ☎(595)6155〔5月20日(木)開設。土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時~午後5時〕

マイナンバーやマイナポータルに関すること

- ☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
 - 5月31日(木)まで ▶土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時30分~午後8時
 - 6月1日(金)から ▶月曜~金曜日=午前9時30分~午後8時 ▶土曜・日曜日、祝日=午前9時30分~午後5時30分

子育て世帯への臨時特別給付金など、そのほかの支援制度は2・3面へ

新型コロナウイルス感染症関連 各種支援制度を紹介します

新型コロナウイルス感染症に関連した支援制度をまとめました。各制度の詳細は、ホームページ(各2次元コードからアクセス可)、または各問い合わせ先へ。



個人・世帯向け各種支援制度

給付金制度

特別定額給付金
給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。くわしくは1面、または市ホームページをご覧ください。

子育て世帯への臨時特別給付金
児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を給付する制度です。
●支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方。ただし所得制限を超えているため、特例給付として児童1人につき月額5,000円を受給している方は対象外です。

●対象児童 令和2年4月分の児童手当の支給対象となっている児童(平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれ)。ただし3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象です。

●申請方法 公務員以外の方は申請不要です。公務員の方は、所属庁から配布される申請書に支給対象者である証明を受けて、基準日(令和2年3月31日)に住民票のある市区町村に提出してください。立川市への申請期限は9月30日(必着)です。

●支給方法 公務員以外の方は、6月10日(木)に、児童手当の振込口座に支給します。公務員の方には審査後随時支給します。

●子育て世帯への臨時特別給付金窓口 ☎(595)6177(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

住居確保給付金
立川市社会福祉協議会で受け付けています。くわしくはお問い合わせください。

●対象 失業等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失する恐れのある方

●支給額 家賃相当額(一定期間)
●立川市くらし・しごとサポートセンター ☎(503)4308(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時)

貸付制度

緊急小口資金
社会福祉協議会が実施している貸付制度です。くわしくは、「東京都社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。窓口での申請の際には予約が必要です。

●対象 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯

●貸付額 20万円以内
●受付場所 立川市くらし・しごとサポートセンター、中央労働金庫(郵送のみ)

●個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120(46)1999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

総合支援資金
社会福祉協議会が実施している貸付制度です。くわしくは、「東京都社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。窓口での申請の際には予約が必要です。

●対象 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

●貸付額 ▷2人以上の世帯=月額20万円以内▷単身世帯=月額15万円以内
●受付場所 立川市くらし・しごとサポートセンター

●個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120(46)1999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

支払い等の猶予制度

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の猶予
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方のために、申請により、徴収や換価を猶予する制度があります。ご相談ください。

●徴収が猶予される方の例 ▷財産に相当な損失が生じた場合▷本人または家族が感染した場合▷事業を廃止・休止した場合▷事業に著しい損害を受けた場合
●市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料=市収納課・内線1257▷介護保険料=市介護保険課・内線1446

国税の猶予
申請により、国税の納税を猶予する制度があります。猶予が認められるには所定の条件があります。くわしくは「国税庁」のホームページをご覧ください。

●国税局猶予相談センター ☎0120(948)271(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

水道料金、下水道使用料の猶予
水道料金、下水道使用料の支払いが一時的に困難な方に、支払いを猶予する制度があります。電話で申し出をすると、その日から最長で4か月、支払いを猶予します。

●水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)101、ナビダイヤルを利用できない場合 ☎(548)5110(いずれも日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後8時)

国民年金保険料の納付の免除・猶予
新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の納付を免除したり、猶予することができる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

●日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤルを利用できない場合 ☎03(6630)2525) (▷月曜～金曜日=午前8時～午後7時▷第2土曜日=午前9時30分～午後4時)

その他の制度

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当
国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いのために、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

●市保険年金課医療給付係・内線1399

就学援助制度
市内にお住まいで国公立の小・中学校に通っている子どもがいて、予測不能かつ突発的な事情により経済的事情が急変し、生活が困窮している世帯などを対象に、就学に必要な費用の一部を援助しています。くわしくは電話でご相談ください。

●市学務課・内線2516

就学援助認定世帯と就学奨励認定世帯に学校給食費相当額を支給
平成31年度・令和2年度の就学援助認定世帯と就学奨励認定世帯のうち、学校給食費の支給対象となっている世帯に対して、小・中学校の臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を支給します。

●就学援助制度=市学務課・内線2516▷就学奨励制度=市教育支援課・内線4031

保育園の登園自粛に伴う保育料の負担軽減
認可保育所、地域型保育施設、認定こども園の0～2歳児を対象に、登園を自粛していただいた日数により保育料を軽減します。くわしくは園を通じてお知らせします。

●市保育課・内線1325

事業者向け各種支援制度

給付金制度

感染拡大防止協力金
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都の緊急事態措置等による要請や協力依頼に応じて休業等を行った中小企業・個人事業主に協力金を支給する制度です。申請要件や申込方法等くわしくは、「東京都感染拡大防止協力金」のホームページをご覧ください。

●支給額 50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
●東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03(5388)0567(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後7時)

●東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当 ☎03(5822)7232(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

テイクアウト・宅配等を始める飲食店経営者への支援
新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売上げが落ち込んでいる都内で飲食業を営む中小企業・個人事業主が、売上げ確保のために新たにテイクアウト・宅配等を始める場合に、経費の一部を助成する制度です。申込方法等、くわしくは「東京都中小企業振興公社」のホームページをご覧ください。

●助成限度額 100万円
●東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当 ☎03(5822)7232(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

持続化給付金
新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている(ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している)事業者に対する給付金です。くわしくは、「経済産業省」のホームページをご覧ください。

●給付額 ▷法人=200万円▷個人事業者=100万円(いずれも昨年1年間の売上からの減少分が上限)
●持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570(土曜・日曜日、祝日を含む、午前8時30分～午後7時)

●東京都の中小企業向け融資
東京都では新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受けている中小企業向けの融資メニュー(利子、信用保証料を都が全額負担)を設けています。融資の受け付けは取扱指定金融機関で行っています。融資メニュー等、くわしくは「東京都産業労働局」のホームページをご覧ください。

●日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の貸付等
日本政策金融公庫・商工組合中央金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者を対象にした貸付制度があります。くわしくは「日本政策金融公庫」「商工組合中央金庫」のホームページをご覧ください。

●日本政策金融公庫
●商工組合中央金庫

●日本政策金融公庫立川支店▷中小企業の方 ☎(528)1261▷個人企業・小企業の方 ☎(524)4191▷商工組合中央金庫 ☎0120(542)711(いずれも土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後5時)

●東京都産業労働局金融部金融課 ☎03(5320)4877(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、妊婦面接等を受けた妊婦の方に衛生資材等の購入やタクシー利用で使えるICカードを配布します。健康推進課母子保健係 ☎(527)3234

都のホームページ「新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」には、国や都の支援情報が分かりやすくまとめられています。ぜひご利用ください。

心と体の健康を保つために

外出自粛などで、ストレスがたまったり、運動不足になっ
たりしていませんか。市が行っているサービスなどを活
用して、心身の健康を維持しましょう。

自宅でできる たちかわ健康体操

「たちかわ健康体操」はスロ
ーテンポの音楽にあわせて、上
半身、下半身、お口をゆっくり
動かす体操です。体の体操が
13種類、お口の体操が6種類
あります。立ってでも座ってで
もできるので、毎日少しずつ取
り組んでみましょう。



現在、期間限定で市ホームページに動画を公開しています(右2
次元コードからアクセス可)。



☎高齢福祉課介護予防推進係・内線1471

肩回し

①、②を2回繰り返す



- ① 8つ数えながら、
肩を後ろから
前に回す
- ② 8つ数えながら、
肩を前から
後ろに回す

唇の体操

①、②を4回繰り返す



- ① 唇を「い」の
形に横にひく
- ② 唇を「う」の
形に突き出す

立川の食、盛り上げプロジェクト #立川エール飯

「#立川エール飯」は、市内の飲食店
を応援するため、SNSを活用してテイ
クアウトやデリバリーの情報を共有す
る取り組みです。くわしく
は、「たらった立川」のホー
ムページをご覧ください。



☎産業観光課商工振興係・内線2645



ご存じですか? 市図書館の音楽配信サービス

市図書館で導入している「ナクソス・ミュージック・ライ
ブラリー」は、クラシックを中心にCD約13万枚もの音楽を
聴くことができるインターネット音楽配信サービスです。ス
マートフォンやタブレット端末、自宅のパソコンで、収録さ
れた音楽を聴くことができます。

市内在住・在勤・在学で有効な図書館利用カードをお持ち
の方であれば、どなたでも利用できます。利用には窓口で申
請が必要でしたが、当面の間は電話による申請を受け付けて
います。くわしくは市図書館のホームページをご
覧ください(右2次元コードからアクセス可)。



☎中央図書館☎(528)6800

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

立川市のコールセンター

市立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター

市民の方や事業者の疑問や不安、市の緊急事態措置対応全般
市役所代表番号☎(523)2111〔土曜・日曜日、祝日を含む、午前9
時～午後5時〕「コールセンターへ」とお伝えください。

健康状態が心配なときは

都 東京都電話相談窓口(新型コロナコールセンター)

感染の予防に関することや心配な症状があらわれたときの対応な
ど

☎0570(550)571〔土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後10
時〕

都 新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)

感染が疑われる場合の相談

▶月曜～金曜日の午前9時～午後5時＝☎(524)5171(多摩立川保
健所)

▶月曜～金曜日の午後5時～翌午前9時、土曜・日曜日、祝日＝☎
03(5320)4592〔都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談セ
ンター〕

都 新型コロナ対策パーソナルサポート@東京

健康状態等を入力すると、LINEで一人ひとりに応じた
新型コロナウイルス感染症に関する情報を提供します。



親子の悩み・子育ての悩みの相談

都 子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

児童虐待を防止するためのLINE相談です。親子の関わり
で困っていることや子育ての悩みなどを心理カウンセ
ラー等の資格をもつ専門の相談員が聞きます。



ご近所の方の異変に気付いたら

市 見守りホットライン

孤立死等の防止のために、近所にお住まいの方の異変に気付いた
らご連絡ください。内容に応じて担当課につないで対応します。

☎(506)0024(コールおお通報)

▶安否確認の通報＝土曜・日曜日、祝日を含む24時間▶支援等の相
談＝土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

配偶者・パートナーの暴力の相談

配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力(DV)につい
て、専門の相談員が相談に応じます。

国 DV相談+(プラス)

▶電話相談＝☎0120(279)889(つなぐはやく)〔土曜・日曜日、祝
日を含む24時間〕

「DV相談ナビ」☎0570(0)55210(ここにでんわ)でも同様の相談
を受け付けています。

▶SNS(チャット)相談、メール相談＝「DV相談+(プラ
ス)」のホームページをご覧ください。



労働相談

解雇や雇い止め、休暇や休業の取り扱い、職場でのハラスメント
等の相談に応じています。

国 厚生労働省電話相談窓口(立川総合労働相談コーナー)

☎042(846)4821〔土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時〕

都 東京都電話相談窓口(東京都ろうどう110番)

☎0570(00)6110〔日曜日、祝日を除く、午前9時～午後8時。土曜
日は午後5時まで〕